

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県教育委員会

## 公表日

令和8年3月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	【概要】高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項、第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁財務課
②所属長の役職名	財務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁財務課 住所: 福島県福島市杉妻町2-16 電話024-521-7754
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁財務課 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7754
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる



7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・個人番号が記載された書類は、受領日を記録し、施錠できるロッカーで保管することで紛失を防止している。 ・統合宛名システムへの個人番号登録作業において、入力者と確認者を別の職員が担当する体制を徹底しており、ダブルチェックによって登録ミスを防いでいる。 ・個人番号を取り扱うデータサーバーにアクセスパスワードを設定し、従事者以外が閲覧できない環境を構築している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> [ O ] 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ ] ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [ ] ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	財務課長 大橋 一夫	財務課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う形式的な変更のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	平成29年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	平成29年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	新設	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和4年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	事前	令和4年度より税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更
令和4年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、同法別表第二113の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和8年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和8年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項、第153条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更
令和8年3月3日	II しきい値判断項目 1.対象人数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正
令和8年3月3日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 計数時点	平成31年4月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正
令和8年3月3日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新設	事後	基礎項目評価書の新様式への移行のため